

改正

昭和53年4月10日条例第30号

平成11年3月24日条例第4号

平成14年3月22日条例第1号

平成23年3月28日条例第4号

市川市総合計画審議会条例

市川市総合開発審議会条例の全部を改正する条例を次のように定める。

(設置)

第1条 本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき市川市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の任務)

第2条 審議会は、本市の総合計画の策定に関し、市長の諮問に応じ調査、審議するとともに、その実施について建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、非常勤の委員22名で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号により市長が委嘱する。

- (1) 議会の推せんした議員 6名
- (2) 学識経験者 6名
- (3) 市民の代表者 6名
- (4) 関係機関の職員 4名

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の事務)

第7条 審議会の事務は、企画部において所掌する。

一部改正〔昭和53年条例30号・平成11年4号・14年1号〕

(報酬及び費用弁償)

第8条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

一部改正〔平成23年条例4号〕

(審議会の運営その他必要な事項)

第9条 前各条に定めるものを除くほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年4月10日条例第30号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年3月24日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月22日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。